

再 評 価 調 書

I 事業概要					
事業名	下水道事業				
地区名	新川西部流域下水道				
事業箇所	清須市、北名古屋市				
事業のあらまし	<b>【事業概要】</b>				
		流域下水道	流域関連公共下水道 (市町)		
		(県)	清須市	北名古屋市	
	計画概要(全体計画)				
	処理区域面積(ha)	1,362.6	1,316.4	46.2	
	計画汚水量(m <sup>3</sup> /日)	34,800	34,082	718	
	計画処理人口(人)	62,920	61,620	1,300	
	事業採択年度	H17	H17	-	
	根拠法令	下水道法、都市計画法			
	その他	平成17年度都市計画決定			
<p>新川西部流域下水道は、清須市と北名古屋市の2市を対象とした流域下水道である。本事業は、流域関連各市が公共下水道として実施する枝管整備と連携を図りながら、県が根幹的な施設である幹線管渠と処理場を整備するものである。</p> <p>平成17年度に事業着手し、平成25年3月に清須市において供用を開始した。新川西部流域下水道における下水道普及率は、平成25年度末は17.2%である。今後も、県と流域関連各市で連携して処理区域の拡大を図り、下水道普及率の一層の向上を目指している。</p>					
事業目標	<b>【達成(主要)目標】</b> 本事業の実施により、生活排水等を適正に処理し、下水道計画区域内の生活環境の改善と、公共用水域の水質保全を図ることを目標とする。				
計画変更(県事業のみ)の推移		事前評価時(H17)	再評価時(H26)	変動要因の分析	
	事業期間	H17~H53	H17~H70	○事業期間については、各市の整備計画より17年の遅れが見込まれる。 ○事業費については、処理区域の増加と処理場における着手後に発生した要因により見直した。 ○計画処理区域については各市において見直した。	
	事業費(億円)	286	419		
	経費内訳	工事費	245		340
		用補費	41		79
その他		-	-		
事業内容	全体計画(H16策定)  計画処理区域 1315ha (4町) 幹線管渠 14km 処理場 1箇所 (処理能力 35,000m <sup>3</sup> /日)	全体計画(H23策定)  計画処理区域 1363ha (2市) 幹線管渠 16km 処理場 1箇所 (処理能力 35,200m <sup>3</sup> /日)			

II 評価

① 事業の必要性の変化

1) 必要性の変化

**【事業着手時(H16)の状況】**  
 当地域は、生活排水対策が県内でも非常に遅れており、生活排水の垂れ流しによる悪臭など生活環境の悪化や、小河川や水路の水質汚濁が問題となっていた。また、この地域を流れる一級河川の新川が流入する伊勢湾においては、東京湾や大阪湾と比較して、環境基準の達成状況も低く、水質汚濁防止が緊急の課題となっていた。

**【再評価時(H26)の状況】**  
 平成25年3月から清須市の一部に供用を開始した。新川西部流域下水道における平成25年度末での下水道普及率は17.2%となり、約1.2万人が下水道を使えるようになった。

**【変動要因の分析】**  
 平成25年度末における下水道普及率17.2%は、全国平均の76.3%（平成24年度末）、愛知県平均の74.7%と比較すると大幅に低い普及率であり、まだ約5.1万人の住民が下水道を使用できない状況であるため、今後も引き続き早急な下水道整備が必要である。

判定

**B**

A：事業着手時に比べ必要性が増大している。  
 B：事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。  
 C：事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。

**【理由】**  
 平成25年3月に新川西部流域下水道の供用を開始したが、平成25年度末における下水道普及率は、全国平均や愛知県平均と比較しても大幅に低く、継続した下水道整備が必要であるため、事業着手時における必要性と比較しても変化はない。

② 事業の進捗状況及び見込み

1) 進捗状況

**【計画及び実績】**

		H16	～	H25	H26	～	H35	H35以降
工種区分	調査・設計		→					
	工事							
	管きよ		→					
	処理場		→					
事業費(億円)	計画	192		117		363		
	実績	178		-		-		

※事業費は流域（県事業）、流域関連（市町村事業）の合計

**【進捗状況】**

	平成25年度まで過去10年間の計画に対する達成状況		
	計画【①】	実績【②】	達成率(%)【②÷①】
面積(ha)	379	169	45%
事業費(億円) 全体	192	178	93%
うち 流域	99	123	125%
うち 流域関連	94	55	58%

	全体進捗状況		
	計画 【③】	実績 【②】	進捗率(%) 【②÷③】
面積(ha)	1,363	169	12%
延長(km)	16.2	9.8	60%
処理能力(m <sup>3</sup> /日)	34,800	2,000	6%
	<b>【施工済みの内容】</b> 幹線管渠 9.8km 処理場 1箇所（処理能力 2,000 m <sup>3</sup> /日）		
2) 未着手 又は長期化の 理由	各市の下水道整備費を計画どおり確保できなかった。		
3) 今後の 事業進 捗の見 込み	<b>【阻害要因】</b> 流域関連公共下水道整備を行っている各市の下水道事業費不足  <b>【今後の見込み】</b> 現在の整備予定では事業完了時期について、17年の遅れが見込まれるものの、他の阻害要因はなく着実に事業進捗が見込まれる。		
判定	B	A：事業は順調であり、計画通り確実な完成が見込まれる。 B：多少の阻害要因があるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。	
		<b>【理由】</b> 流域下水道及び関連公共下水道ともに事業進捗する上で事業費確保以外の阻害要因はない。	

1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）の変化

**【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析の算定基礎となった要因変化の有無】**

費用対効果算出の基となる「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)」が改訂となった。

さらに、国土交通省平成23年10月17日付事務連絡において評価年次以前の投資額及び既発現便益について社会的割引率により現在価値に換算するよう通達がなされた。これにより過去の事業費実績額及び既発現便益額が前回評価時に比べ増加することになった。

**【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】**

区分		事前評価時(H17) (基準年：H17)	再評価時(H26) (基準年：H26)	備考
事業費 (億円)	事業費（公共下水道）	201	220	マニュアル改訂 ①基準年度の変更（H17→H26）
	維持管理費 //	3	3	
	事業費（流域下水道）	243	435	
	維持管理費 //	77	134	
	合計（C）	524	792	
効果 (億円)	周辺環境の改善	92	562	①基準年度の変更（H17→H26）
	居住環境の改善	397	414	②便益範囲の拡大
	公共用水域の水質保全	101	183	③便益単価・耐用年数改訂
	合計（B）	590	1,160	残存価値含む
(参考) 算定要因	算定対象期間	平成17年度～ 平成103年度 (87年間)	平成17年度～ 平成120年度 (103年間)	面整備完了年次が延伸した事による。
	周辺環境の改善 (水路覆蓋化)	対象水路	対象水路	②便益範囲の拡大
		水路1m～5m	道路側溝及び 水路1m～2m	
		覆蓋	覆蓋	③便益単価・耐用年数改訂
	単価：2～5万円/m 耐用年数：30年	単価：5～30万円/m 耐用年数：50年		
	居住環境の改善 (浄化槽の設置)	浄化槽	浄化槽	③便益単価・耐用年数改訂
単価：40万円/基 耐用年数：15年		単価：30万円/基 耐用年数：26年		
費用対効果分析結果（B/C）		1.13	1.46	

本事業の全体事業に対する費用便益比は1.0を上回り、事業効果が期待される。

**【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】**

下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)平成18年11月に準拠し、費用対効果分析を行う。費用対効果分析については、流域下水道と流域関連公共下水道とを一体的に評価した。

**【変動要因の分析】**

下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)の改訂に伴い、再評価を行った結果、費用便益比は事業採択時の1.13から、今回の再評価時では1.46に上昇した。

2) 貨幣価値化困難な効果の変化	<p>【事前評価時(H17)の状況】 貨幣価値化困難な効果には次のものがある。</p> <p>周辺・居住環境の改善効果</p> <p>①良好な景観形成 ②病原性微生物等による人の健康被害の軽減 ③くみ取りまたは汚泥引き抜き作業が無くなることによる快適性の向上</p> <p>公共用水域の水質保全効果</p> <p>④レジャー振興 ⑤身近な河川等の環境的存在価値</p> <p>その他</p> <p>⑥処理水有効利用及び将来利用潜在性の向上 ⑦地域の活性化、過疎化抑制 ⑧地域イメージアップによる人口及び観光客の増加</p> <p>【再評価時(H26)の状況】 再評価時(H17)と変化なし。</p> <p>【変動要因の分析】 特になし</p>	
判定	A	<p>A：事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。 B：事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。 C：事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。</p> <p>【理由】 再評価時においても十分に事業効果が見込まれる。</p>
III 対応方針（案）		
継続	<p>中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。</p>	
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】 総事業費などの費用便益比算出に必要な各項目において、事前と事後での比較を行い、本事業における妥当性の確認を行う。</p>		
V 事業評価監視委員会の意見		
新川西部流域下水道の対応方針（案）〔事業継続〕を了承する。		
VI 対応方針		
事業継続		